

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

本市では、平成27年(2015年)に「姫路市スポーツ推進計画」(以下、「第1期計画」という。)を策定し、「誰もが気軽にスポーツに関わりを持てる、生涯スポーツ社会の実現」を基本理念に掲げ、市民一人ひとりがそれぞれの興味・関心、適性等に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに触れることができる環境づくりに努めてきました。また、日常生活の中にスポーツがある、豊かで心身ともに健康なライフスタイルの推進とともに、スポーツを通じたコミュニティの強化や交流の促進に取り組んできました。

この間、人口減少の一層の加速や少子高齢化の進行、グローバル化や情報通信技術(以下「ICT」という。)の進展、共生社会の実現に向けた動向、新型コロナウイルス感染症等の影響によって、社会環境は大きく変化してきました。

国においては、令和4年(2022年)3月に「第3期スポーツ基本計画」が策定され、「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、①社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に対応するというスポーツを「つくる・はぐくむ」という視点、②様々な立場・背景・特性を有した人・組織が「あつまり」、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツに取り組める社会の実現を目指すという視点、③性別、年齢、障害の有無、経済的事情、地域事情等にかかわらず、全ての人々がスポーツにアクセスできるような社会の実現・機運の醸成を目指すという視点の3つの「新たな視点」が必要と考えられています。

兵庫県においても、令和4年(2022年)3月に「第2期兵庫県スポーツ推進計画」が策定され、①生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する基盤を作る「子ども・ユーススポーツの推進」、②人生100年時代を見据えて、全ての県民がスポーツに親しむ「生涯スポーツの推進」、③国内外でトップアスリートが活躍する「競技スポーツの推進」、④スポーツを通じた共生社会を実現する「障害者スポーツの推進」の4つを柱に、「する・みる・ささえる」の横断的な観点から、スポーツの振興を図り、「躍動する兵庫」の実現を目指しています。

国等の動向や、これまでの本市の取組を踏まえるとともに、今後の地域社会の変化などを見据え、スポーツを通じて市民の健康な生活と活力あふれるまちづくりを目指して、「第2期姫路市スポーツ推進計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

国の「第3期スポーツ基本計画」、兵庫県の「第2期兵庫県スポーツ推進計画」以外にも、第1期計画の策定以降、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しています。

【スポーツの推進に係る国等の動向】

<p>スポーツに関する施策の総合的な推進</p>	<p>スポーツ庁の創設（平成27年（2015年）10月） 文部科学省のスポーツ行政全般を行う専門機関（外局）として「スポーツ庁」が設置されました。スポーツ基本法に掲げられた「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」を実現するため、スポーツを通じた様々な課題に取り組んでいます。</p>
<p>上位・関連計画の策定</p>	<p>「スポーツ実施率向上のための行動計画-“スポーツ・イン・ライフ”をめざして-」の策定（平成30年（2018年）9月） 日常生活の中で自然にスポーツに親しむ「スポーツ・イン・ライフ」を実践することで、スポーツの価値を享受し、自らの健康増進、健康寿命の延伸を図り、健康長寿社会を実現していくことの必要性が示されました。</p> <p>「障害者活躍推進プラン5」の策定（平成31年（2019年）3月） （「障害のある人のスポーツ活動を支援する～障害者のスポーツ活動推進プラン～」） 障害の有無にかかわらず身近な場所でスポーツに親しめる環境づくり、障害のある人がスポーツに関心を持つ機会やスポーツをするきっかけを妨げない社会づくり、障害のある人々の日常的なスポーツ環境を確保し、共生社会の実現を図ることが示されました。</p>
<p>地域スポーツの推進施策</p>	<p>「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」の策定（令和元年（2019年）8月） 地域のクラブチーム等のスポーツ団体が、適正なガバナンスを確保するために必要と考えられる組織運営上の原則・規範を示すものとして、「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」が示されました。</p> <p>「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定（令和4年（2022年）12月） 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備について、令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3年間を改革推進期間とし、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すことが示されました。</p>
<p>スポーツ推進に関わる動向</p>	<p>大規模な国際スポーツ大会の開催 令和3年（2021年）には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催され、令和9年（2027年）5月にはワールドマスターズゲームズ2027関西が開催予定となっています。大会を契機に地域の魅力を発信し、大会のレガシーを継承していくことが求められます。</p> <p>多様で新しいスポーツ種目の増加 多様な運動能力やニーズに対応するスポーツの種目が増えているとともに、ICTの進展により、eスポーツ等、スポーツとの関わり方も幅広く捉えられてきています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたスポーツ活動の変化 感染症対策を施した活動として、オンラインによるスポーツの競技大会やイベントの配信、個人で体を使う運動やトレーニングの動画配信などの取組が進んでいます。</p>

2 計画における「スポーツ」の捉え方

スポーツ基本法では、スポーツを「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養^{かん}等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と定義しています。

本計画においても、「スポーツ」を幅広い視野から捉え、競技スポーツはもとより、散歩やジョギングといった日常的な運動、野外活動やスポーツレクリエーション活動、グラウンド・ゴルフ等のニュースポーツ、ボッチャ等のユニバーサルスポーツに至るまで、「自発的に行われる身体運動」として捉えます。

3 スポーツ推進の意義

国の「第3期スポーツ基本計画」において、「スポーツ」は「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通して、「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を持つものとして捉えられています。また、スポーツを通じて「地域社会の再生」「健康で活力に満ちた長寿社会の実現」「国民経済の発展」「国際相互理解の促進」等を進めることで、社会の活性化・課題の解決に寄与することができるとされています。本計画においても、スポーツの多様性と可能性を追求していきます。

(1) スポーツを通じた共生社会の実現

スポーツは世界共通の人類の文化の一つです。年齢や性別、障害の有無、国籍等にかかわらず、ともにスポーツを楽しめる環境を構築することで、スポーツを通じた共生社会を実現します。

(2) ころとからだの健康の保持・増進

スポーツを習慣化し、継続することは、生活習慣病を予防・改善するだけでなく、健康寿命を伸ばすことにつながります。また、スポーツを楽しむことで、ストレス解消や生活の充実度向上にも貢献しています。

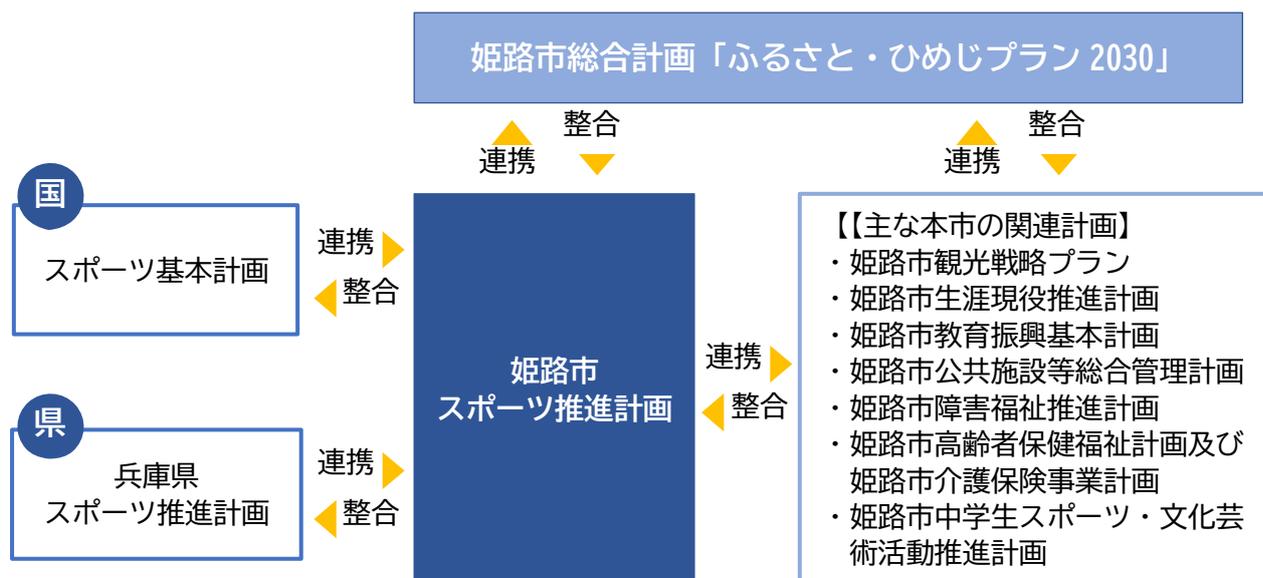
(3) 地域の活性化

スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで、個人として楽しむだけでなく、他者や社会との関わりを持つことができます。また、スポーツイベント・大会等の開催により、交流人口の拡大やスポーツツーリズムの推進、幅広い関連産業の活性化、地域活性化にも大きく寄与するという観点からも、スポーツは重要な意義を有しています。

4 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条に基づく、地方スポーツ推進計画に位置づけられます。

国の「スポーツ基本計画」や兵庫県の「スポーツ推進計画」の趣旨に沿うとともに、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2030」を上位計画とし、「姫路市観光戦略プラン」や「姫路市生涯現役推進計画」、「姫路市教育振興基本計画」等との整合を図りつつ、市民を対象としたアンケート調査による現状を踏まえて策定しています。



5 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間とします。

なお、本市を取り巻く社会情勢の変化や計画の進行状況等を分析・評価し、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画の中間年において見直しを行うこととします。

		令和4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
国	スポーツ基本計画	第3期計画 (令和4～8年度)					⇒次期計画								
県	兵庫県スポーツ推進計画	第2期計画(令和4～13年度) ※令和8年度に中間見直し											⇒次期計画		
市	姫路市総合計画	「ふるさと・ひめじプラン2030」 (令和3～12年度)										⇒次期計画			
	姫路市スポーツ推進計画	第1期計画		第2期 姫路市スポーツ推進計画 (令和7年度～令和16年度)											